

条件反射制御法学会選挙規定新旧比較表

旧	新
<p>第1条（理事及び監事の選出）</p> <p>1. 理事及び監事は会員の直接選挙により選出する。</p> <p>2. 理事及び監事は立候補した候補者の中から、選挙により選出する。</p>	<p>第1条（理事及び監事の選出）</p> <p>1. 理事及び監事は、立候補者の中から会員の直接選挙により選出する。</p> <p>2. 理事選挙の立候補者が10名以上15名以下の場合、投票は実施しない。</p> <p>3. 監事選挙の立候補者が2名の場合、投票は実施しない。</p>
<p>第2条（選挙権）</p> <p>理事及び監事選挙の有資格者は、選挙管理委員会の確認した選挙権有資格者名簿作成時点において、選挙実施年度を含めて、過去3年間に1年分以上会費を納入したものに限る。</p>	<p>第2条（選挙権）</p> <p>理事及び監事選挙の選挙権者及び被選挙権者は、選挙管理委員会の確認した選挙権有資格者名簿作成時点において、選挙実施年度を含めて、過去3年間に1年分以上会費を納入した者に限る。</p>
<p>第3条（投票方法）</p> <p>1. 理事選挙の投票は外国を含む全国1区で行ない、10名以内の連記とする。投票は所定の投票用紙を用い、無記名で投票する。</p> <p>2. 監事選挙の投票は外国を含む全国1区で行ない、1名の単記とする。投票は所定の投票用紙を用い、無記名で投票する。</p>	<p>3. 理事選挙の立候補者が16名以上の場合、及び監事選挙の立候補者が3名以上の場合、投票用紙は立候補者名を連記したものをを用い、理事については10名、監事については1名の候補者名に○を付けるものとする。</p> <p>4. 理事選挙の立候補者が10名未満の場合、及び監事選挙の立候補者が1名以下の場合、本条第1項及び第2項の定める方法によりそれぞれ投票を行い、得票が上位の者から理事及び監事定員の不足分を補う方法で当選を決定する。</p>
<p>3. 投票方法は下記2通りとし、年度ごとに理事会でいずれかの方法を決定する。</p> <p>① 学術集会会場で選挙を行う場合には、選挙管理委員会が投票会場で選挙権者に投票用紙を手渡し、選挙権者が投票箱に投票する。</p> <p>② 郵送で選挙を行う場合には、選挙管理委員会が投票用紙を選挙権者に郵送し、選挙権者がそれを選挙管理委員会に返送する。</p>	<p>5. 投票方法は下記2通りとし、年度ごとに理事会でいずれかの方法を決定する。</p> <p>① 学術集会会場で投票を行う場合には、選挙管理委員会が投票会場で選挙権者に投票用紙を手渡し、選挙権者が投票箱に投票する。</p> <p>② 郵送で投票を行う場合には、選挙管理委員会が投票用紙を選挙権者に郵送し、選挙権者がそれを選挙管理委員会に返送する。</p>
<p>第4条（当選者の決定）</p> <p>1. 当選者は、投票の得票数の多い順から選ぶ。得</p>	

旧

票数が同数の場合は、抽選で順位を定める。
理事に当選した者で就任を辞退するものがあつたときは、得票数の多い順に繰り上げて当選するものとする。就任後の退任に伴う補充は行なわない。

2. 候補者の数とその定員を超えないときは、投票を行わず、その候補者を当選者とする。

第5条(選挙管理委員会)

1. 選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行なう。
2. 選挙管理委員会は、理事会の指名する理事2名及び理事以外の会員2名をもって組織する。

第6条(改正)

本規定の改正は総会の議決を要する。

付則

2019年10月5日第八回学術集会における総会において本規定を全面改正

新

第5条の2(選挙管理委員の立候補)

1. 選挙管理委員が、理事選挙ないし監事選挙に立候補することを妨げない。
2. 前項の場合、立候補した選挙管理委員はその職を退き、理事会は直ちに新たな選挙管理委員を指名する。
3. 現理事全員が理事選挙に立候補した場合、第5条第2項の規定にかかわらず、理事以外の会員4名をもって選挙管理委員会を組織するものとする。

付則

2019年10月5日第八回学術集会における総会において本規定を全面改正

2021年9月25日第十回学術会議における総会において一部改正